

洞爺湖町中期財政計画

(平成24年度～28年度)



平成24年3月

洞 爺 湖 町

洞爺湖町中期財政計画の内容

平成23年度決算見込みにおいて、当初計画より1年早く実質公債費比率が早期健全化基準を下回ることが確実となったことから、「洞爺湖町財政健全化計画」を変更し、『洞爺湖町中期財政計画』として策定いたしました。

【策定の背景】

平成21年度から平成23年度（決算見込み）までの財政状況は、町税は長引く景気低迷等による地域経済の回復の遅れや人口の減少などから落ち込んでいますが、洞爺湖町財政健全化計画策定後における国の経済対策等の施策による国・道補助金や普通交付税の増額などにより、収支が黒字に転じたことから、余剰金で繰上償還493百万円を行い、基金に443百万円を積み立てました。これら財政健全化計画の実施項目以上の良い効果額が出ており、その結果、歳入・歳出の計画額に乖離が生じています。

また、平成24年度以降に計画していた、住民の新たな負担となる実施項目については、現在の地域経済の情勢からは実施は難しい状況にあります。

加えて、対応していかなければならない新たな財政需要等も発生しており、今後の町政運営のためには、これらの状況を反映させた計画が必要であることから、洞爺湖町財政健全化計画を基本として見直しを行うものです。

なお、財源不足を生じる年度においては、基金の取崩しにより収支の均衡を図りますが、不足額については、引き続き縮減もしくは生じない財政運営に努めてまいります。

【中期財政計画の基本的考え方・位置づけ】

実質公債費比率は、計画より1年早く早期健全化基準を下回ることが確実となりましたが、公債費は依然、歳出において大きな割合を占めていることから、公債費負担適正化計画に基づき、町債発行の抑制を継続するとともに、「洞爺湖町まちづくり総合計画」との整合を図りながら、引き続き歳入の確保と徹底した歳出の見直しにより、弾力的な財政構造と持続可能な財政基盤の確立に努めることを基本とします。

平成21年12月に策定した洞爺湖町財政健全化計画については、中期的な財政管理の必要性から「洞爺湖町中期財政計画」として改め、平成21年度から平成23年度（決算見込み）までの実績を反映させ、平成24年度以降の歳入・歳出を変更するとともに、計画期間を「洞爺湖町まちづくり総合計画」の計画期間とあわせた平成28年度までとすることで、総合計画における財政計画として位置づけるものです。

【財政健全化計画の実施状況】

(単位:百万円)

区 分	21年度			22年度		
	計画額	決算額	増減額	計画額	決算額	増減額
町 税	1,203	1,165	38	1,193	1,154	39
地 方 交 付 税	4,029	4,077	48	3,727	4,214	487
普通交付税	3,339	3,339	0	3,107	3,450	343
特別交付税	690	738	48	620	764	144
国・道支出金	842	842	0	359	800	441
繰 入 金	61	36	25	271	201	70
町 債	334	319	15	309	442	133
通常債	163	4	159	138	46	92
臨財債	171	315	144	171	396	225
そ の 他	928	988	60	835	929	94
歳入計(A)	7,397	7,427	30	6,694	7,740	1,046
人 件 費	1,428	1,416	12	1,381	1,388	7
扶 助 費	512	492	20	512	586	74
公 債 費	1,807	1,821	14	1,752	2,113	361
物 件 費	887	939	52	843	876	33
補 助 費 等	947	975	28	850	965	115
繰 出 金	829	784	45	853	901	48
普通建設事業費	749	543	206	422	316	106
そ の 他	159	296	137	81	408	327
歳出計(B)	7,318	7,266	52	6,694	7,553	859
差引額(A) - (B)	79	161	82	0	187	187

【財政健全化計画の計画額と実績額の増減内容】

(単位:百万円)

区 分	21年度	22年度	増減額の主な内容
町 税	38	39	個人町民税、入湯税等の収入見込額の減
地 方 交 付 税	48	487	
普通交付税	0	343	普通交付税は交付額の決定による増
特別交付税	48	144	特別交付税は収入見込額の増
国・道支出金	0	441	地域活性化等交付金、子ども手当負担金等の増
繰 入 金	25	70	財政調整基金繰入金等の減
町 債	15	133	
通常債	159	92	通常債は、事業費の変更等による減
臨財債	144	225	臨時財政対策債は、普通交付税の決定により増
そ の 他	60	94	繰越金等の増
歳 入 計 (A)	30	1,046	
人 件 費	12	7	共済掛率の変更による増、議員年金負担金の増
扶 助 費	20	74	子ども手当、子宮頸がん等ワクチン接種など
公 債 費	14	361	繰上償還による増
物 件 費	52	33	地域活性化、雇用対策による増
補 助 費 等	28	115	地域活性化、水産振興補助等による増
繰 出 金	45	48	国保会計、下水道会計の繰出金の増
普通建設事業費	206	106	事業費の変更等による減
そ の 他	137	327	地域活性化による維持補修費、基金積立金、災害復旧による増
歳 出 計 (B)	52	859	
差引額(A) - (B)	82	187	

【健全化実施項目の実績効果額】(平成20年度決算比)

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
歳入増収額	2	12	9
歳出削減額	0	195	262
効果額	2	207	271
当初目標額	2	140	149
増減額	0	67	122

歳入増収額

(単位：百万円)

項目	実施内容	21年度	22年度	23年度
高齢者入浴事業利用者負担の改正	利用者負担の改正(100円 150円)	1	3	3
一般入浴助成事業の使用料の改正	入浴券の料金改定(370円 420円)	1	1	1
保育料の改正	負担水準の見直し、階層内所得格差の是正、延長保育料の廃止等を実施	0	1	1
公共施設の減免規定の改正、学校開放事業の有料化	使用料、減免規定等を見直し	0	1	1
町有林の利活用	間伐材等を売却	0	0	3
遊休財産等の処分	未利用用地等を売却	0	6	0
歳入増収額 合計		2	12	9

歳出削減額

(単位：百万円)

項目	実施内容	21年度	22年度	23年度
特別職の給与削減の拡大	削減率を拡大(18.2% 30.4%を削減)	0	7	7
一般職の給与削減の拡大	削減率を拡大(9.2% 14.6%を削減)	0	92	78
議員報酬の削減	削減額を拡大(期末手当20% 期末手当20%+報酬と期末手当の総額の10%を削減)	0	3	3
農業委員会委員定数の削減	定数を3名削減(17名 14名)	0	1	1
普通建設事業の抑制	一般財源による支出を抑制	0	55	50
内部管理経費の削減	事務機器の統合等による削減	0	2	2
補助金等の整理合理化	見直し基準に照らし合わせて精査	0	8	8
公債費の繰上償還	繰上償還による元利償還額の減少	0	17	104
各特別会計の一般職の給与削減の拡大	一般会計同様に削減率を拡大	0	8	7
国民健康保険特別会計による内部管理経費の削減	納税貯蓄組合への補助金等を廃止	0	2	2
歳出削減額 合計		0	195	262

【健全化判断比率の推移】

実質赤字比率 一般会計において赤字が発生していないことから計画どおり比率は算定されません。

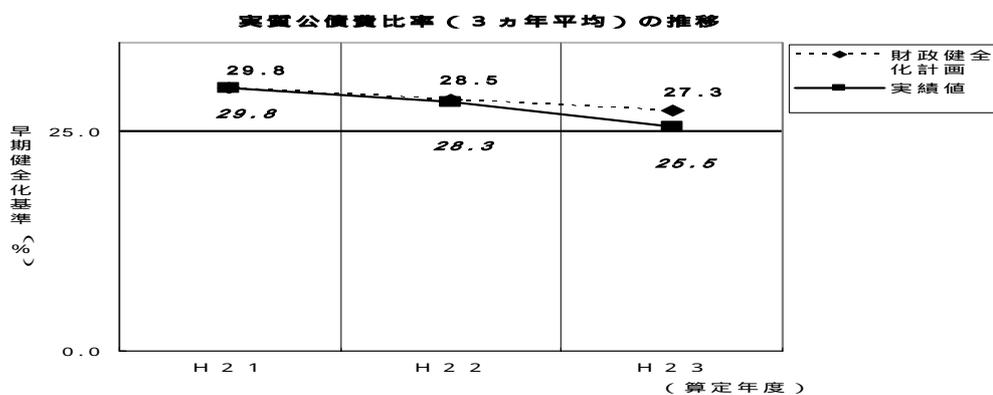
連結実質赤字比率 公共下水道事業特別会計において平成21年度決算において9,500万円の赤字が発生していますが、解消可能資金不足額が赤字額を上回っていることから、計画どおり比率は算定されません。

実質公債費比率

3ヵ年平均

算定年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
当初計画	29.8	28.5	27.3
実績	29.8	28.3	25.5
増減	0.0	0.2	1.8

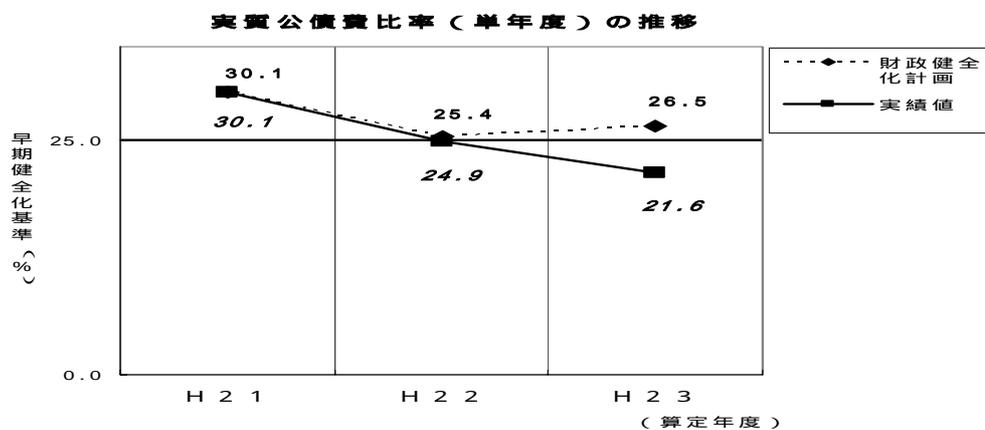
(決算年度は算定年度 - 1年度)



単年度

算定年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
当初計画	30.1	25.4	26.5
実績	30.1	24.9	21.6
増減	0.0	0.5	4.9

(決算年度は算定年度 - 1年度)

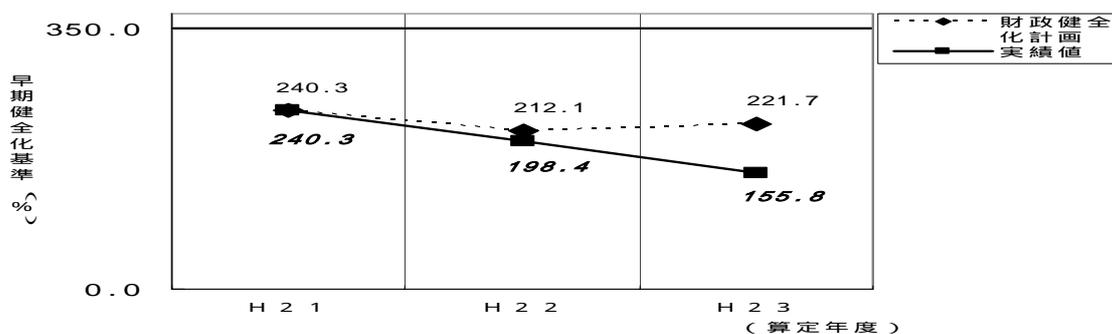


将来負担比率

算定年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
当初計画	240.3	212.1	221.7
実績	240.3	198.4	155.8
増減	0.0	13.7	13.7

(決算年度は算定年度 - 1 年度)

将来負担比率の推移



【財政状況の分析】

(平成 2 1 年度決算)

歳入においては、町税の落ち込みや水の駅周辺地区整備事業が翌年度に延期となったことに伴う過疎対策事業債の借入の減などがありましたが、臨時財政対策債の増額が大きかったことから、計画額を上回りました。

一方歳出では普通建設事業や国民健康保険特別会計への繰出金の減などにより計画額を下回った結果、8,200 万円増の 1 億 6,100 万円を翌年度に繰り越すことができました。

健全化の実施項目については、高齢者入浴助成事業、一般入浴助成事業の料金改正を行い、計画どおりの効果をあげています。

実質公債費比率については特定財源の増や公共下水道事業特別会計に対する地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金の減などにより、平成 2 1 年度単年度の実質公債費比率が計画値より良い結果となったほか、将来負担比率についても、繰上償還による地方債残高の減少や公営企業債等繰入見込額の減、基金残高の増加などにより計画値よりも良い結果となっています。

(平成 2 2 年度決算)

歳入においては、平成 2 1 年度に引き続き町税が落ち込みましたが、普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債の計画ほどの削減がなかったことによる大幅な増に加え、地域活性化交付金や子ども手当負担金の追加、繰上償還のための減債基金からの繰入などにより、計画値を 10 億 4,600 万円上回りました。

歳出については、繰上償還による公債費の増のほか、災害復旧事業や地域活性化事業による普通建設事業、物件費等の増、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計への繰出金の増などにより増加しています。また、交付税等の増額分を財政調整基金へ 2 億円を積み立てた

ことから、歳出合計では8億5,900万円、計画値を上回り、歳入歳出差し引きでは、1億8,700万円の黒字となりました。

健全化の実施項目では、計画初年度から実施している高齢者入浴助成事業、一般入浴助成事業の料金改正に加え、当初から計画していた具体的な財源確保と歳出抑制の措置を概ね計画どおりに実施しています。また、検討事項のうち新たに実施した議員報酬の削減や農業委員会定数の見直し、繰上償還の実施等により、計画以上の効果額を生み出すことができました。

実質公債費比率、将来負担比率についても、普通交付税等の増額に加え、繰上償還の実施や基金への積立などにより、計画より良い結果となっています。

(平成23年度決算見込み)

歳入では地域経済の冷え込み等により税収は落ち込み、普通交付税、臨時財政対策債については、人口や償還終了による公債費の減、合併特例の終了などにより減少しています。また、繰入金についても昨年度の減債基金、洞爺地域ふれあい振興基金、洞爺湖温泉100年記念事業のための観光開発基金の取崩がないことから2億円程度減少しますが、国道支出金が光を注ぐ交付金や子ども手当負担金等により平成22年度と同額程度となることや、繰越金の増などにより、歳入合計では4億6,000万円程度減少し、72億8,000万円程度となる見込みです。

歳出では、扶助費や物件費、維持補修費で昨年度より3億円程度増えますが、人件費で9,000万円、公債費で4億9,000万円、積立金で1億5,000万円程度減少することから、歳出合計でも昨年に比べ3億5,000万円程度減少し、72億円程度となる見込みです。

健全化計画と比較すると、歳入で9億円の増、歳出で8億3,000万円の増となり、歳入歳出差引で7,000万円の黒字となる見込みです。

主な要因として、歳入では町税が6,000万円程度減となっていますが、地方交付税、臨時財政対策債で4億円、国道支出金で4億7,000万円、繰越金で1億8,000万円程度増加しており、歳出では、職員給や公債費は減少しているものの、子ども手当や給付費等の伸びによる扶助費の増、雇用対策や災害復旧事業などによる普通建設事業費、維持補修費、物件費等の増加のほか、医療費の伸びや収入の減などから国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計への繰出金が増加しています。

健全化の実施項目では、平成23年度から実施予定の高齢者交通費助成事業の有料化については実施に向けて引き続き検討中であることから効果額はありませんが、継続して実施しているものは概ね計画どおりの収入の増と歳出の抑制がなされております。また平成21年度、平成22年度に実施した繰上償還に伴い、1億円の歳出削減となっています。

これらの結果、健全化判断比率については更に計画よりもいい結果となる見込であり、実質公債費比率については、平成23年度決算で早期健全化基準を下回ることとなります。

【平成24年度以降の財政見通し】

歳入においては、現在の地域経済の情勢から町税の増収は見込めない状況にあります。一方、地方交付税及び臨時財政対策債については、平成22年度の国勢調査による人口が確定したこともあり、平成23年度交付額を基礎として、急激に大幅な減少はないと考えられます。また、国道支出金は、給付費等の増加などにより平成23年度見込みに準じた交付が見込まれるとともに、地方債については新規事業の展開に伴い増加が見込まれます。

歳出では、義務的経費の扶助費が子ども手当や給付費等の伸びにより平成23年度決算見込み程度で推移すると考えられますが、公債費については繰上償還により当初計画よりも大幅に減少して推移することとなります。また、物件費、維持補修費、補助費等については、平成23年度決算見込みをベースに推移し、繰出金については、各特別会計の収支見通しにより、毎年増加する見込みです。普通建設事業については、健全化計画においては必要最小限の事業のみを計上しておりましたが、まちづくり総合計画の実施計画を反映するため増加が必要となっています。

収支見通しでは、歳入、歳出ともに増減要因はありますが、現状の健全化の実施項目の継続実施を含めると、今後も赤字を発生することなく、基金の取崩に頼らない財政運営を行うことができる見込みです。また、健全化判断比率等においても順調に低減が進む見込みです。

健全化計画と比較すると、歳入では引き続き町税が計画よりも減収する見込みですが、地方交付税及び臨時財政対策債については計画額を大きく上回る見込みであり、国道補助金についても、事業実績を考慮すると増加すると考えられることから、歳入合計も大きく増加する見込みです。歳出においても扶助費、物件費、維持補修費、補助費等は、平成23年度決算見込みベースで推移することから増加する見込みです。また、繰出金についても、医療費の動向や収入減などにより計画額を大きく上回ることから、歳出合計においても増加すると考えられます。

健全化の実施項目については、既に実施しているものに加え、繰上償還による公債費の減少などにより計画以上の効果額が見込まれます。しかし、平成24年度以降に実施予定の固定資産税の超過課税や下水道料金の改正などの新たな負担を求める項目や、施設の統廃合は検討が必要であり、効果額を見込むことは困難な状況となっています。

以上のことから、平成24年度以降においては、赤字を発生させることなくかつ健全化判断比率を悪化させないことを前提とした収支見通しの範囲内で次の健全化の実施項目を変更し、健全な財政運営を行うこととします。

<実施しない項目>

現下の地域経済の状況等をふまえて実施を見送る項目

- ・固定資産税の超過課税（当初計画：平成24年度、平成25年度）

<実施時期、実施内容を再検討する項目>

実施に向けた課題等があることから、実施時期を延期し、内容を再検討する項目

- ・固定資産税の軽減措置の縮小（国際観光ホテル）（当初計画：平成27年度～）
- ・高齢者交通費助成事業の有料化（当初計画：平成23年度～）
- ・給食センターの統合（当初計画：平成24年度～）
- ・下水道料金の改正（当初計画：平成25年度～）

<実施内容を縮小する項目>

今後の財政見通しをふまえて、削減内容を縮小して引き続き実施する項目

- ・給与の独自削減の拡大（当初計画：平成21年度～平成26年度）
特別職、一般職の給与の削減から給料の削減に変更し、独自削減率を縮小する。
特別職 給与30% 給与14.5% 一般職 給与14.5% 給与7.3%

<継続して検討する項目>

今後も財政状況等をふまえて、引き続き検討する項目

- ・職員数の抑制
- ・保育所の統合
- ・町立洞爺高校のあり方についての検討

健全化の目標としていた効果額

	H24	H25	H26	H27	H28 (追加)
財源の確保	43	53	11	41	41
固定資産税の超過課税	42	42			
固定資産税の軽減措置の縮小				30	30
高齢者交通費助成事業の有料化	1	1	1	1	1
下水道料金の改正		10	10	10	10
歳出の抑制	91	90	86	9	9
給食センターの統合	9	9	9	9	9
給与の独自削減の拡大	82	81	77		
健全化の目標としていた効果額	134	143	97	50	50

参考 追加となる効果額

	H24	H25	H26	H27	H28 (追加)
歳出の抑制	91	81	50	48	47
繰上償還による公債費の抑制	91	81	50	48	47
当初計画から追加となる効果額	91	81	50	48	47

【中期財政計画の基本方針】

(1) 計画期間

計画期間は平成24年度から平成28年度までの5年間とし、引き続き行財政改革の推進と持続可能な財政構造の構築に努めながら、洞爺湖町まちづくり総合計画の推進に取り組みます。なお、実施状況については毎年度検証し、必要に応じて見直します。

(2) 財政収支の基本的考え方

健全な財政運営を行うため、健全化判断比率等を意識した財政運営に努めます。

実質赤字比率

一般会計において赤字を発生させない財政運営を行います。基金の取崩によらない収支を基本としますが、特別の事情等による場合は、基金取崩により各年度の収支均衡を図ります。

連結実質赤字比率

公営企業会計も含めた全ての会計に赤字を発生させない財政運営を行います。財源不足の解消については、事業や保険料、使用料等の見直しを基本としますが、一般会計からの繰出金で補填します。

実質公債費比率

公債費負担適正化計画に基づき、早期健全化基準(25%)を下回るとともに、早期に起債発行許可基準(18%)未満まで減少するよう努めます。

将来負担比率

公債費負担適正化計画により町債現在高、債務負担を計画的に減少するとともに、基金残高の増加を図ります。

経常収支比率

健全化の取り組みにより経常収支比率の低減が図られましたが、町税などの経常一般財源が減少傾向にあり、扶助費等の増加が見込まれることから、引き続き経常経費の削減等に取り組み、弾力のあるバランスの取れた財政構造の構築に努めます。

(3) 中期計画における具体的取り組み

持続可能な財政基盤を確立するため、財政健全化計画並びに「洞爺湖町行財政改革実施計画」の理念を継承し、人件費の削減をはじめ、行政の役割を終えた事務事業・非効率的な事務事業、町単独で上乘せサービスをしている事業の廃止、不要不急な事業の凍結など全事務事業の見直しを徹底し、経常経費、臨時的経費の大幅な削減を行うとともに、町税、使用料、手数料などの自主財源の安定的な確保に引き続き努めます。

重点事項	具体的施策	実施項目	
定数管理・給与の適正化及び人材育成	給与の独自削減	特別職、一般職の給与削減	
	職員の定数管理	職員数の削減	
健全な財政運営	公共投資の重点化とコスト縮減	普通建設事業の抑制	
	遊休財産の適正管理	遊休財産等の処分と活用方法の検討	
	事務的経費の見直し	内部管理経費等の縮減	
	補助金等の整理合理化	補助金等の整理合理化	
	町税等の歳入確保と負担の適正化		町有林の管理・活用
			受益者負担の適正化
			検討（固定資産税の軽減措置の縮小、高齢者交通費助成事業の有料化）
事務事業の再編・整理・廃止、統合		公共施設の統廃合等	
		町立洞爺高校のあり方についての検討	
効率的な事務事業の推進	公営企業、特別会計の経営健全化（繰出金の削減）	一般職の給与削減	
		内部管理経費の削減	
		検討（国民健康保険税の税率改正、下水道料金の改正）	

1 給与の独自削減

（１）特別職の給与削減

特別職の給与削減は、平成 19 年 4 月以降 18.2%、平成 22 年度、平成 23 年度においては財政健全化のため 30.0%の削減率で給与の独自削減を行ってきましたが、平成 24 年度以降については削減率を 14.5%として継続します。

（２）一般職の削減

一般職の給与削減は、平成 19 年 6 月以降、給与平均で 9.2%、平成 22 年度、平成 23 年度においては財政健全化のため平均 14.5%の給与の独自削減を行ってきましたが、平成 24 年度以降については削減率を平均 7.3%として継続します。

2 職員数の抑制

職員定数については、平成 21 年 9 月策定の定員適正化計画により、職員採用の抑制や民間委託の推進等により削減を行っておりますが、著しい職員数の削減によって、行政サービスの安定的供給に影響を及ぼさないよう、組織機構の見直し、出先機関の見直し、事務事業の効率化、民間委託等を継続的に実施し、人件費の抑制に努めます。また、勸奨による退職者数の増や年齢構成の偏重などを考慮しながら定員の適正化を図ります。

3 普通建設事業の抑制

まちづくり総合計画の事業を盛り込みますが、事業の実施については、事業効果やランニングコスト等を検証し事業費を抑制するとともに、引き続き起債発行は極力抑制し公債費負担の低減に努めます。

4 遊休財産等の処分

普通財産のうち、具体的に利用計画がないまま保有している土地については、広報誌、ホームページなどに掲載し積極的に売払いに取り組みます。また、行政財産、普通財産を問わず、今後、行政目的としての活用が見込めない土地については、積極的に売却を促進します。

5 内部管理経費等の縮減

内部管理経費については、行財政改革において経常的経費の見直し（旅費の見直し、消耗品等の削減、事務用品の事前購入の徹底、保守点検委託料等の見直し）や内部管理経費の見直し（事務機器の削減、公用車の削減、光熱水費等の節減）などを行っており、徹底した削減を継続して実施します。

6 補助金等の整理合理化

補助金については、行財政改革実施計画、「補助金等の見直し基準」に照らし合わせ、支出の根拠並びに効果、受益度を検証し、ゼロベースから見直しを行ってきましたが、定期的な実施状況を再検証します。

7 町税等の歳入確保と負担の適正化

(1) 町有林の管理・活用

森林環境の保全から町有林の適切な管理を目的に間伐を行い、間伐材の売払いにより新たな財源の確保に引き続き努めます。

(2) 受益者負担の適正化

受益と負担の公平確保の観点から、行政サービスを利用する人としいない人との間に不公平が生じないように、コストを誰がどの程度負担するのか（住民全体による負担と利用者による負担の割合）について明確にするため、適正な受益者負担の設定に取り組んできました。これまで高齢者入浴助成事業利用者負担金、一般入浴助成事業使用料の改正、公共施設の減免規定の改正、学校開放事業の有料化、保育料の改正を行っておりますが、これらについては受益者負担の適正化の観点から継続して実施するとともに、実施状況を検証し、必要に応じ見直しを行います。

(3) 検討

(ア) 固定資産税（国際観光ホテル）の軽減措置の縮小

国際観光ホテル整備法登録ホテルについては、現在、家屋について20%の軽減措置を行っていますが、軽減措置期間の設定が設けられておらず、減免の適正な運用から軽減措置期間を設定など実施に向けて検討します。

(イ) 高齢者交通費助成事業の有料化

これまで利用者の実態調査などを行い実施に向け検討していますが、有料化の導入に向けて、課題等について引き続き検討します。

8 公共施設の統廃合等

公共施設の見直しは、少子・高齢化、景気の低迷などにより厳しい財政状況の中、限られた財源や人材を真に必要な分野に重点的に活用することが必要となります。また老朽化に伴い、維持補修や大規模改修などによる所要経費の増加が予想されることから、引き続き維持管理コストの削減の検討と利用者の動態、利用者の実態調査等を的確に把握し、積極的に既存施設の廃止、縮小を図る

とともに、合併効果の創出という視点に立った効率的、効果的な施設整備を行います。

(ア) 給食センターの統合の検討

(イ) 保育所の統合の検討

9 町立洞爺高校のあり方についての検討

町立洞爺高校は、昭和 27 年に地域に高校教育を受ける機会の確保のため、地域高校として設置され現在に至っておりますが、少子化による影響から毎年定員を満たしておらず、入学者の大半が町外者となっております。これまで対話集会などにより住民の皆様から意見をいただいておりますが、引き続き町立高校としての必要性について検討します。

10 特別会計の経営健全化

健全化法の施行に伴い、全会計の収支状況で財政の健全化が判断されることとなったことから、各特別会計、企業会計の事業運営について、受益者負担の適正化、内部管理経費の削減に引き続き積極的に取り組み、効率的な運営を確立するとともに、一般会計からの繰出金等を削減します。

(1) 各特別会計の一般職の給与削減

一般会計に準じて独自削減を継続して行います。

(2) 事務事業の見直し

特別会計においても普通建設事業の事業費や必要性を十分検証するとともに、内部管理経費等についても一般会計同様、引き続き徹底した削減に努めます。

(3) 検 討

(ア) 国民健康保険税の税率改正

経過措置による旧町村の国民健康保険税については平成 22 年度を調整期間とし、平成 23 年度から統一されましたが、統一された税率の改正について今後検討します。

(イ) 下水道料金の改正

下水道会計における赤字解消策として、5%の料金改定を予定していましたが、地域経済の状況等を考慮しながら、引き続き検討します。

平成 24 年度以降の具体的な取り組みについては平成 23 年度以前からの継続となることから、目標効果額を設定していません(基準：平成 23 年度)

参考 入浴施設「松の湯」の廃止による目標額

(単位：百万円)

区 分	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
目 標 額	6	6	6	6	6

【洞爺湖町財政計画の財政収支見通し】

平成24年度以降の歳入・歳出の収支見通しについて、平成23年度決算見込み並びに平成24年度予算を基礎として、財政健全化の具体的項目の見直しと新たな財政需要をふまえた、公債費負担適正化計画及びまちづくり総合計画における事業内容を反映させた額としています。

<推計に用いたデータ等>

町税

現時点で想定される事項を勘案して個別に推計。

普通交付税

平成23年度算定をベースに各年度の個別経費について再算定を実施。実績及び地方財政計画、平成24年度国の概算要求に基づき、単位費用や国勢調査による人口の減に伴う減少率を修正して推計。

特別交付税

平成22年度実績及び平成23年度決算見込みを考慮し増額推計。

普通建設事業

公債費負担適正化計画並びにまちづくり総合計画に予定されている事業を計上し、歳入（国道補助金、町債）・歳出（普通建設事業）それぞれに推計。

公債費

平成21年度から平成23年度に実施した繰上償還に伴う減少と予定されている臨時財政対策債、普通建設事業に係る償還額の増加を見込み推計。

人件費

特別職、一般職の給与削減から給料の削減に変更し、独自削減率を縮小（H24～、特別職30% 14.5%、一般職14.5% 7.3%）して推計。

共済組合負担金、退職手当組合負担金の負担割合等の変更、議員共済負担金の増額を考慮し推計。

繰出金

各会計における収支見通しにより推計。

- ・国民健康保険特別会計においては、毎年増加傾向にあることから平成22年度実績の保険給付費、高額療養費に増加率を乗じて推計。統一した国保税額の今後の改正については見込んでいない。
- ・公共下水道事業特別会については、下水道料金収入の減を考慮し、事業費の削減と支弁人件費を1名に変更し推計。下水道料金の改正の実施時期再検討による減（H25～、毎年100万円）を計上。

- ・後期高齢者医療特別会計については、3ヵ年の実績を考慮し、保険基盤安定繰入に伸び率を乗じて推計。北海道後期高齢者医療広域連合負担金については平成22年度実績に伸び率を乗じて推計。

その他

- ・扶助費、物件費、補助費等については、実績を考慮し、毎年度経常的に支出している経費に各年度における追加需要を考慮し、歳入・歳出（国道支出金）を推計。
- ・高齢者交通費助成事業の有料化の実施時期の再検討による歳入の減（H24～、毎年 1百万円）を計上。
- ・給食センターの統合の実施時期の再検討による歳出の減（H24～、毎年 9百万円）を計上。
- ・平成26年度の一般会計における財源不足については、財政調整基金の取崩により補てん。

< 計画期間における主な普通建設事業 >

(補助事業)

(単位 : 百万円)

事業名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
高砂貝塚保存整備事業	5	40	30	30	30
海岸通整備事業	16	60	100	200	62
学校施設耐震化事業	40	39	29	63	-
難視聴地区デジタル中継局(無線共聴)設置事業	-	49	49	-	-
母と子の館体育館耐震工事	-	5	32	-	-
あぶた体育館耐震化改修工事	-	-	6	57	-
スクールバス更新	-	-	4	-	-
防災通信体制整備事業	-	-	-	-	59

(単独事業)

(単位 : 百万円)

事業名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
町道改修事業	11	12	12	12	12
虻田漁港(大磯分区)整備事業	12	5	80	-	-
道の駅とうや湖増築工事	6	-	-	-	-
噴水広場遊具整備工事	3	-	-	-	-
学校施設耐震化事業	12	-	-	-	-
救急車整備事業(洞爺湖救急更新)	-	30	-	-	-
広域再編による消防・デジタル無線整備事業	-	-	88	-	-
洞爺湖消防洞爺出張所(仮称)庁舎新築事業	-	-	7	99	-
旧本町分詰所サイレン棟設置、撤収工事	-	-	-	7	-
消防車輛整備事業(洞爺水槽車更新)	-	-	-	-	40

(道営事業負担金)

(単位 : 百万円)

事業名	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
虻田漁港(大磯分区)整備事業負担金	84	79	72	-	-

【普通会計財政収支見通し】

(単位：百万円)

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28
歳 入	町 税	1,185	1,086	1,072	1,066	1,039	1,033
	地 方 交 付 税	3,645	3,717	3,675	3,676	3,666	3,570
	普通交付税	3,167	3,167	3,125	3,126	3,166	3,070
	特別交付税	550	550	550	550	500	500
	地 方 譲 与 税	84	78	78	78	78	78
	地方消費税交付金	110	116	111	111	111	111
	小 計	5,024	4,997	4,936	4,931	4,894	4,792
	分担金・負担金	36	36	33	33	33	33
	使用料・手数料	294	281	279	279	279	279
	国・道支出金	391	515	531	541	619	467
	繰 入 金	97	7	44	66	0	0
	町 債	296	325	381	437	376	329
	そ の 他	237	280	215	168	142	118
	計 (A)	6,375	6,441	6,419	6,455	6,343	6,018

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28
歳 出	人 件 費	1,280	1,340	1,395	1,308	1,263	1,302
	扶 助 費	512	611	595	594	596	596
	公 債 費	1,644	1,410	1,283	1,265	1,238	1,112
	小 計	3,436	3,361	3,273	3,167	3,097	3,010
	物 件 費	843	950	892	890	887	887
	補 助 費 等	849	813	794	734	700	687
	繰 出 金	848	960	1,058	1,079	1,111	1,152
	普通建設事業	321	202	340	525	484	220
	うち単独事業費	116	142	63	203	128	68
	そ の 他	78	83	36	60	60	60
	計 (B)	6,375	6,371	6,393	6,455	6,339	6,016

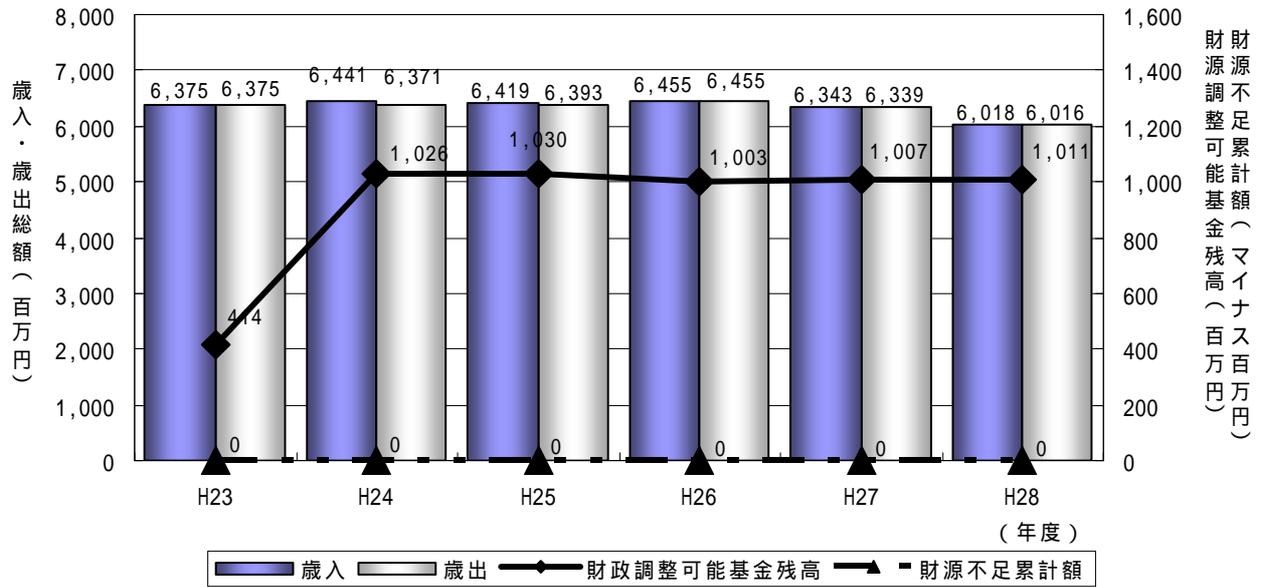
区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
差引額 (A) - (B)	0	70	26	0	4	2
財源不足の累計額	0	0	0	0	0	0
財政調整可能基金残高	414	1,026	1,030	1,003	1,007	1,011

財政調整可能基金残高には、備荒資金組合超過納付分を含む。

H23 は財政健全化計画における計画値。

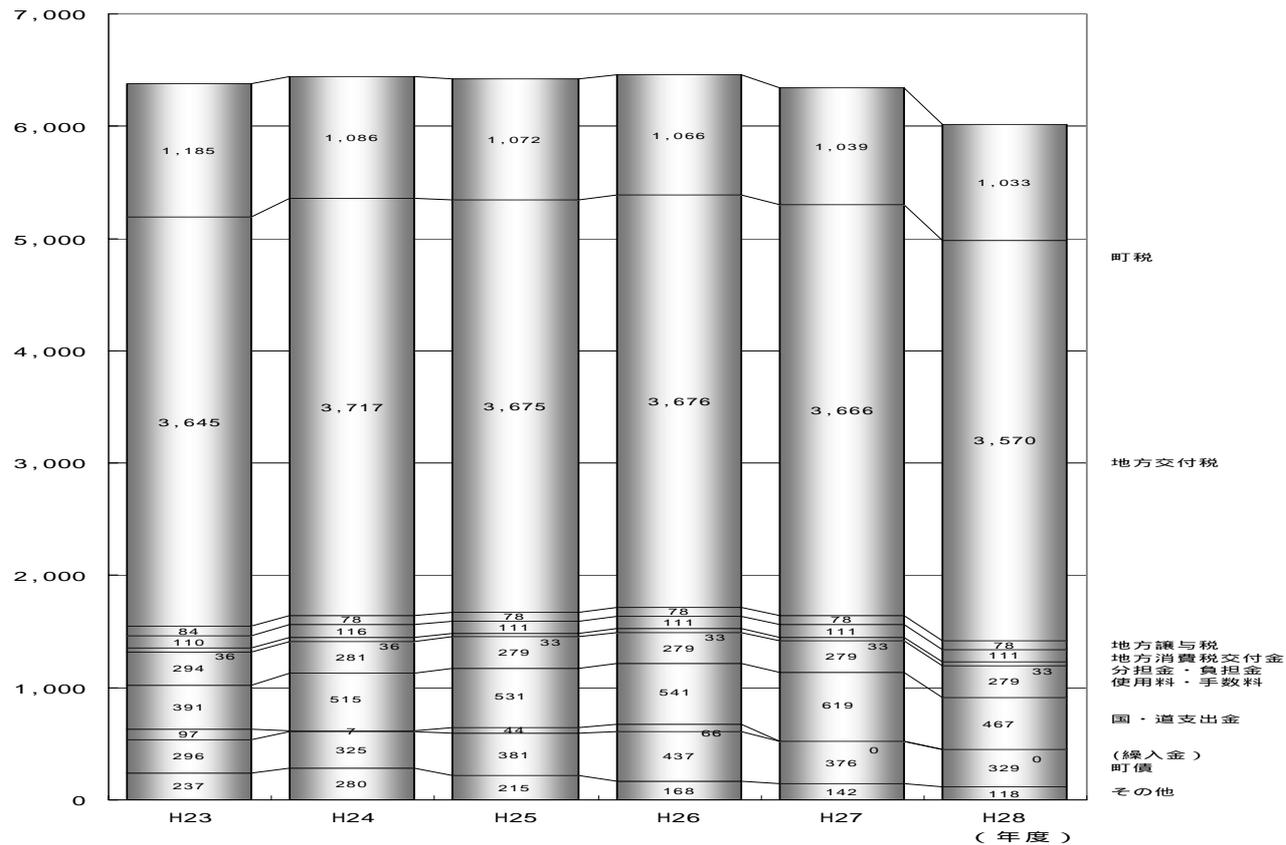
健全化対策を実施することにより、収支の均等を保った財政運営が可能となります。

歳入・歳出総額の推移



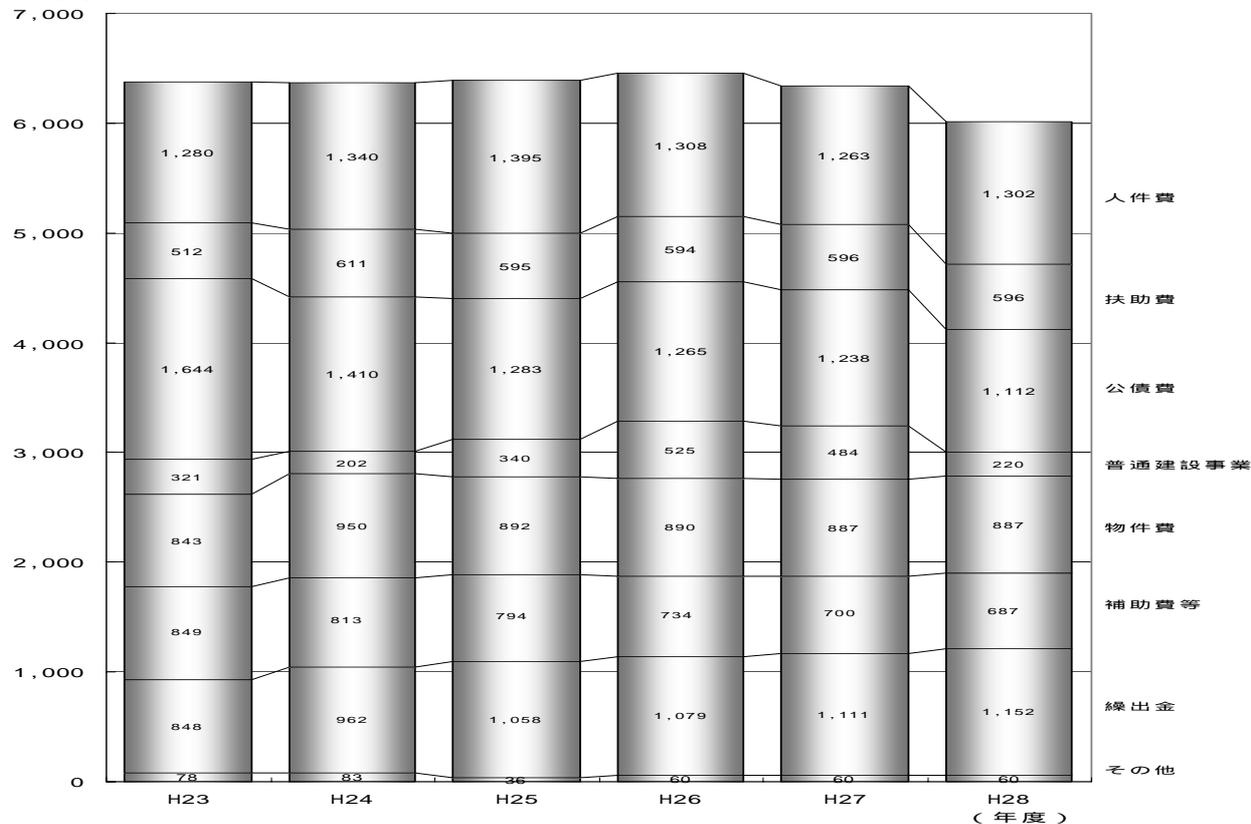
歳入見通し

(百万円)



歳出見通し

(百万円)



【特別会計の収支見通し】

(単位：百万円)

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28
下 水 道	歳 入	833	786	773	819	739	706
	うち繰入金	270	304	317	314	329	328
	歳 出	831	786	757	803	723	690
	単年度収支	2	0	16	16	16	16
	赤字額	90	92	76	60	44	28
	解消可能資金不足額	687	672	684	679	673	673
簡 易 水 道	歳 入	131	82	90	92	90	89
	うち繰入金	52	42	41	43	40	40
	歳 出	131	82	90	92	90	89
	差引額	0	0	0	0	0	0
国 保	歳 入	1,433	1,536	1,701	1,732	1,762	1,816
	うち繰入金	138	208	286	301	312	346
	歳 出	1,433	1,536	1,701	1,732	1,762	1,816
	差引額	0	0	0	0	0	0
老 人 保 健	歳 入						
	うち繰入金						
	歳 出						
	差引額						
介 護 保 険	歳 入	1,021	862	849	884	919	955
	うち繰入金	168	152	163	168	174	179
	歳 出	1,021	862	849	884	919	955
	差引額	0	0	0	0	0	0
後 期 高 齢	歳 入	134	154	158	165	173	182
	うち繰入金	43	53	51	53	56	59
	歳 出	134	154	153	160	168	177
	差引額	0	0	5	5	5	5
後期高齢（連合）		177	203	200	200	200	200

- 1 資金の不足が生じた場合に、算定が必要となる解消可能資金不足額が、資金の不足額を上回ることから、資金不足率算定上の資金不足額が発生しない。
- 2 解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
- 3 H23 は財政健全化計画における計画値。

【水道会計の収支見通し】

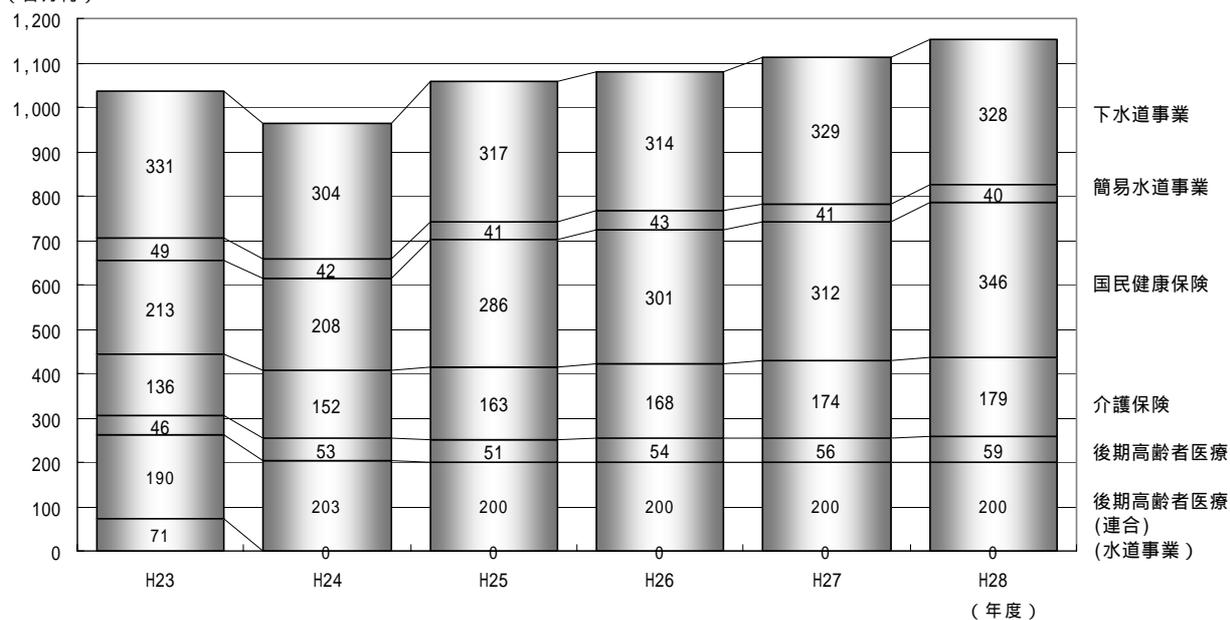
(単位：百万円)

区 分		H23	H24	H25	H26	H27	H28
収 益 的 収 支	総 収 入	248	214	200	200	199	199
	総 費 用	216	210	186	193	201	204
	純利益(損失)	32	4	14	7	2	5
	累 積 欠 損 金	59	55	41	34	36	41
資 本 的 収 支	収 入	169	114	50	190	40	10
	支 出	216	163	93	235	94	73
	差 引	47	49	43	45	54	63
	4条不足補填額	47	49	43	45	54	63

3 H23 は財政健全化計画における計画値。

繰入金見通し

(百万円)



【財政指標の見通し】

健全化対策を実施した場合の財政指標の見通しは次のとおりです。

(1) 実質赤字比率

一般会計は赤字が発生しないことから、比率は算定されません。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は算定に用いる赤字が発生しないことから、比率は算定されません。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費負担適正化計画の確実な実行により平成 23 年度決算において早期健全化基準以内の数値となります。平成 25 年度決算で起債許可団体となる基準の 18%を下回る数値となり、平成 26 年度から許可団体から協議団体へ移行する見込みです。

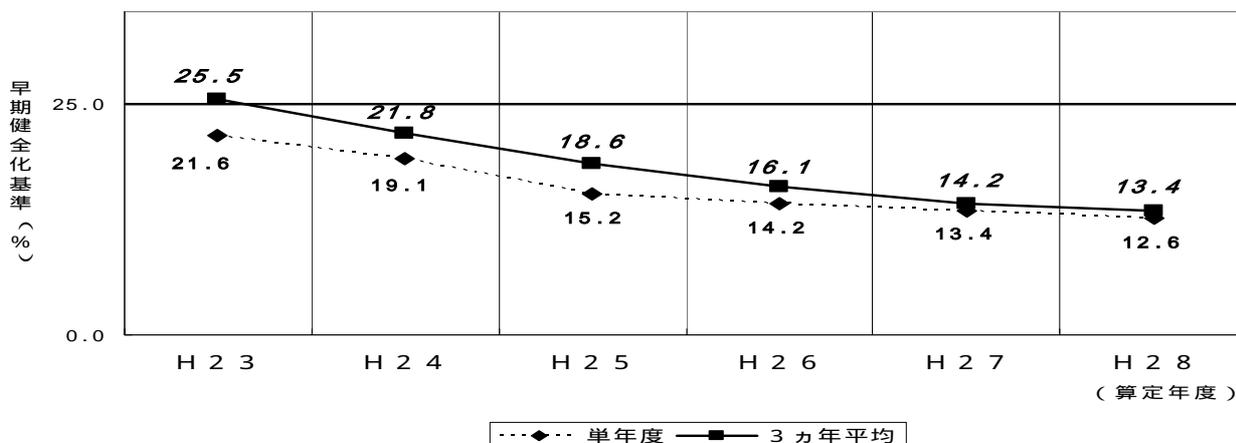
【実質公債費比率の推移】

(単位：%)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
単年度実質公債費比率	21.6	19.1	15.2	14.2	13.4	12.6
実質公債費比率(3カ年平均)	25.5	21.8	18.6	16.1	14.2	13.4

実質公債費比率の年度については、算定年度であります。(決算年度は算定年度 - 1 年度)

実質公債費比率の推移



(4) 将来負担比率

将来負担比率は、連結実質赤字の解消と充当可能資金の増加により改善されます。また、早期健全化基準である 350%を下回る比率となっています。

【将来負担比率の推移】

(単位：%)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
将来負担比率	155.8	156.3	143.5	135.8	127.5	119.2

将来負担比率の年度については、算定年度であります。(決算年度は算定年度 - 1 年度)

将来負担比率の推移

